



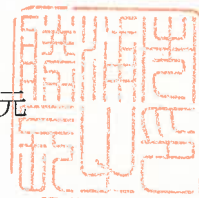
勝浦市告示第103号の2

地方自治法第231条の2の3第2項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので告示する。

なお、改正法附則第19条第3項の規定により、指定納付受託者としての効力は令和4年1月4日から発生する。

令和3年10月1日

勝浦市長 土屋 元



1. 所在地及び法人名

東京都渋谷区恵比寿南3-5-7

株式会社 DGフィナンシャルテクノロジー

2. 納入義務者から委託を受ける歳入

勝浦市ふるさと応援寄附金

3. 指定期間

令和3年10月1日から契約期間満了の日まで